

令和 7 年第 2 回龍ヶ崎市議会定例会議案

議案第 1 号	龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	…	1
議案第 2 号	龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について	…	5
議案第 3 号	龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について	…	1 2
議案第 4 号	スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例を廃止する条例について	…	1 3
議案第 5 号	市有財産の取得について	…	1 5
議案第 6 号	市有財産の取得について	…	2 3
議案第 7 号	令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 号）	…	別冊
議案第 8 号	令和 7 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	…	別冊
報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 号））	…	2 8 (別冊)
報告第 2 号	令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計継続費繰越計算書について	…	2 9
報告第 3 号	令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について	…	3 1
報告第 4 号	令和 6 年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費繰越計算書について	…	3 5
報告第 5 号	令和 6 年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算繰越計算書について	…	3 7
報告第 6 号	令和 6 年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計における弾力条項の適用について	…	3 9

議案第 1 号

龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年龍ヶ崎市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 8 条の 2 省 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 7 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 2 4 時間、1 年について 1 5 0 時間を超えて、第 7 条第 2 項に規定する勤務をさせてはならない。 4 前 3 項の規定は、第 1 5 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 8 条の 2 省 略 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 7 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員<u>（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）</u>が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 2 4 時間、1 年について 1 5 0 時間を超えて、第 7 条第 2 項に規定する勤務をさせてはならない。 4 前 3 項の規定は、第 1 5 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第

1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 省 略
(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上

1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 省 略
(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、
父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者(第17条の2第1
項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により市規則
で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以
下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところによ
り、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一
の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない
範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務
しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 省 略

3 省 略

第17条 省 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認
等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とす
る状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介
護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介
護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護
両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」とい
う。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じ
なければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する
年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に
規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われ
るようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、
父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老
齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある
ものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市規則の定
めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護
を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算し
て6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内
において勤務しないことが相当であると認められる場合における休
暇とする。

2 省 略

3 省 略

第17条 省 略

(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	
第18条 省 略	第18条 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市税条例（昭和 3 3 年龍ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公示送達） 第18条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を龍ヶ崎市公告式条例（昭和 2 9 年龍ヶ崎市条例第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を龍ヶ崎市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> （納税証明事項） 第18条の 3 <u>施行規則第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> （所得控除） 第34条 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれか	（公示送達） 第18条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、龍ヶ崎市公告式条例（昭和 2 9 年龍ヶ崎市条例第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> （納税証明事項） 第18条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> （所得控除） 第34条 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれか

に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に

に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額

係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2
2
9 } 省 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) } 省 略

6
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2
2
9 } 省 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) } 省 略

6
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) } 省 略

5 付 則

第11条の2 省 略

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 扶養親族の氏名

(4) } 省 略

5 付 則

第11条の2 省 略

第11条の2の2 令和8年4月1日以後に第91条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第91条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第92条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第93条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第91条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算

<u>は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９２条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> (1) <u>第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９２条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u> 第11条の３ 省 略	第11条の３ 省 略
--	-------------------

付 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第１１条の２の次に１条を加える改正規定及び付則第４条の規定 令和８年４月１日
- (2) 第１８条及び第１８条の３の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の龍ヶ崎市税条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条 新条例第３４条及び第３５条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分まで

の個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第35条の3の2第1項の規定は、付則第1条本文に規定する施行の日（以下「本文施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、本文施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の龍ヶ崎市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第35条の3の3第1項の規定は、本文施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、本文施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第11条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、龍ヶ崎市税条例第91条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第93条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第11条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 龍ヶ崎市税条例第93条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第11条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例付則第11条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 3 号

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市手数料条例（平成 1 2 年龍ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手数料の免除） 第 4 条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 (1) } 省 略 (3) } (4) } 省 略 (5) } (6) }	（手数料の免除） 第 4 条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 (1) } 省 略 (3) } <u>(4) 事業所所在地証明書の申請で、軽自動車等の登録に係る証明書の申請をしたとき。</u> (5) } 省 略 (6) } <u>(7)</u>

付 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第４号

スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例を廃止する条例について
 スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例を廃止する条例を次のとおり定める。
 令和７年６月１３日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例を廃止する条例
 スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例（令和６年龍ヶ崎市条例第１９号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。
 （龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- ２ 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年龍ヶ崎市条例第１１０号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第１（第１条関係）			別表第１（第１条関係）		
職名		報酬の額	職名		報酬の額
省 略			省 略		
スポーツ推進計画審議会委員	会長	日額 ４，８００円	スポーツ推進計画審議会委員	会長	日額 ４，８００円
	委員	日額 ４，４００円		委員	日額 ４，４００円
	調査員	日額 ３，９００円		調査員	日額 ３，９００円
教育支援委員会委員	委員長	日額 ４，８００円	教育支援委員会委員	委員長	日額 ４，８００円
	委員	日額 ４，４００円		委員	日額 ４，４００円
	調査員	日額 ３，９００円		調査員	日額 ３，９００円
省 略			省 略		

省 略

議案第5号

市有財産の取得について

下記のとおり取得契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月13日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和7年度トイレトラック購入
・トイレトラック 1台
※ 車両の仕様等の詳細は、別添参考資料のとおり |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 26,475,900円
(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 4 | 契約の相手方 | 静岡県御殿場市東山990番地御殿場コート4J
一般社団法人助けあいジャパン
代表理事 石川 淳哉 |

印

物品売買仮契約書



1 件 名 令和7年度トイレラック購入

2 納 入 場 所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総務部防災安全課

3 履 行 期 間 本契約の日 から
令和8年3月31日 まで

4 売 買 代 金 額 ¥26,475,900-

(うち取引に係る消費税) (¥2,406,900-)
(及び地方消費税の額)

5 支 払 条 件 前金払 無 部分払 無

6 契 約 保 証 金 免除

7 品 名 仕様書のとおり

8 規 格 及 び 数 量 仕様書のとおり

9 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年龍ヶ崎市条例第12号)第3条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後本契約としての効力を有する。

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年4月17日

発注者 住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏名又は名称 龍ヶ崎市
及び代表者職名 龍ヶ崎市長 萩原 勇



受注者 住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者職名

静岡県龍ヶ崎市中山990番地
御殿場コナヒ
一般に団法人助成会
共同代表理事 石川 淳

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度トイレトラック購入
- 2 納入場所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総務部防災安全課
- 3 履行期間 本契約の日から令和8年3月31日まで
(ただし、検査期間10日間を含む)
- 4 履行内容
- (1) 品名・台数
トイレトラック・1台

(2) 仕様・規格等

以下の仕様・規格等の要件に従い車両を製作すること

①車両 (防災用モビリティ・トイレ・トラックタイプ)

(ア) 自動車の種別	普通
(イ) 用途	特種
(ウ) 自家用・事業用の別	自家用
(エ) 車名	いすゞ
(オ) 車体の形状	糞尿車
(カ) 燃料の種類	軽油
(キ) 総排気量又は定格出力	2.99L
(ク) 乗車定員	3名
(ケ) 最大積載量	約1,000kg
(コ) 車両重量	約4,800～4,900kg ※部材による変動可
(サ) 車両総重量	約5,950～6,050kg ※部材による変動可
(シ) 寸法	長さ 698cm 幅 225cm 高さ 323cm ※誤差±200mmは許容範囲とする
(ス) 駆動方式	4WD
(セ) トランスミッション	AT

②装備

- (ア) タンク容量
- a 清水タンク：約760ℓ
- b 汚物タンク：約1,000ℓ
- ※使用量：約1,100ml/回：トイレ500ml＋排尿300ml＋手洗300ml
- ※使用回数：約950回～1,300回 (手洗い制限/除菌シート対応時)
- ※汚水マス等へ専用ホースによる排水が可能な場合は約1,500回

(イ) 給水・排水

- a 給水方法：給水口へのホース挿入による給水
- b 排水方法：バキュームカーでの汲み取り
排水口へのホース接続での自重落下
※専用ホースを付属すること。

(ウ) 電力

- a ソーラー発電 (充電) システム
※ソーラーパネル100w (天井設置) + リチウム電池200Ah
※100%充電で、照明や換気扇等の使用電力を24時間程度稼働
※60%程度に減少した電力を約4時間の採光で100%に回復
- b 外部充電
コンセントへのプラグ差し込みによる外部からの電力受給

(エ) 汲上ポンプ

給水用ポンプ+ホースで水源から給水するもの

(オ) 寒冷地装備

- a 室内暖房用FFヒーター
軽油使用、本体を車体下部 (外部) に取り付け温風ダクトと吸気ダクトを室内の手洗い場下に設置
- b 暖房便座
- c スタットレスタイヤ

(カ) スペアタイヤ 1本

③トイレ室

(ア) 室数

5室 (普通トイレ室：4室+多機能トイレ室：1室)

(イ) 室内寸法

- a 普通トイレ室：約W1,500mm×D1,030mm×H1,800mm
 - b 多機能トイレ室：約W2,100mm×D1,995mm×H1,800mm
- ※誤差±100mmは許容範囲とする

(ウ) 階段

収納式ステップ：階段片側に装着するはめ込み式すり付き

(エ) 扉

ロック付き扉

(オ) 照明

入口に1個＋室内に1個

(カ) 便座

洋式簡易水洗トイレ：洗浄・温便座付き

(キ) 換気扇

電動換気扇

(ク) 窓

開閉式窓：先頭2室×1個、多機能室×2個

(ケ) 装備

a 各室共通

- ・洗面台
- ・化粧鏡
- ・紙巻
- ・擬音装置
- ・除菌液ホルダー
- ・手すり
- ・電源コンセント
- ・フック
- ・収納庫

b 多機能トイレ室

- ・電動車いすリフター
- ・オストメイト対応キット (汚物流し台他)
- ・おむつ交換台
- ・ベビーキープ

④運転支援

(ア) ドライブレコーダー (前方のみ)

(イ) バックカメラ

(ウ) カーナビゲーション

(エ) ETC

⑤車体ラッピング

(ア) デザイン

災害派遣トイレネットワーク・みんな元気になるトイレ仕様制作ガイド、他自治体のデザイン一覧等の資料を提供すること。
防災安全課と協議を重ねデザイン制作を行うこと。

(イ) ラッピング

運転席側・助手席側・背面の3面にラッピングを施工すること。

※扉部分等、ラッピング不可の部分は除く

(3) 仕様・規格の変更

仕様や規格及び部品等は、改良のため、もしくは部品調達状況等のやむを得ない理由がある場合に限り、性能・機能に遜色のない範囲で変更を認める。その場合、防災安全課に理由と変更箇所を通知すること。

(4) 登録手続等

- ①新規登録等、法令等適合するよう受注者が責任をもって解決することとし、登録費用及び納入に要する費用(検査・陸送費用)は受注者が負担し、見積金額に含めること。
- ②諸費用(非課税)、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税、リサイクル預託金等は、別途支払うため見積金額に含めないこと。

(5) 検査

手順等は本市担当者の指示に従い、受注者立会いのもとで検査を行う。

①検査場所：本市指定の場所

②提出物

- ・納品書
- ・自動車検査証
- ・自動車損害賠償責任保険証明書
- ・車両、装備品、積載品の取扱説明書及び保証書
- ・各設備の鍵(予備含め2個ずつ)
- ・その他、防災安全課が指示するもの

(6) 保証

- ①保証期間は完了検査合格日から起算して1年間とする。ただし、設計や製造上の瑕疵が明らかかな場合や契約との不適合が判明した場合には、保証期間終了後でも無償で修理等を行うこと。
- ②保証期間内において、マニュアルと異なる使用やメンテナンスの不履行による故障等は無償修理の対象外とする。また、構造上、やむを得ず生じる歪み、隙間、異音等、使用に差し支えない範囲の不具合は保証・修理の対象外とする。
- ③保証期間を過ぎた故障や破損等については、有償にて修補対応すること。
- ④防災安全課から連絡を受けた故障・破損内容について、最善の修理方法等を検討し、防災安全課とも協議のうえ対応すること。

5 災害派遣トイレットワーク

受注者は、国内30自治体以上とモバイルトイレの被災地への派遣に関するネットワークを有していること。また、次に掲げる事項について協力すること。

- (1) 災害活用の実績から有するノウハウ、ガイドライン等の各種引き類、助言技術を提供し、モビリティトイレの有効活用及び導入による高い防災・減災効果を得られるよう努めること。
- (2) 本市が被災した際には、要請・派遣に関する制度に基づき「災害派遣トイレネットワーク」に参加する自治体への応援協力の要請（本市へのトイレトレーラー、トイレトラック派遣）に尽力し、市民の安全と尊厳を守り、災害時に深刻化するトイレ問題解決への貢献に努めること。
- (3) 本市が被災、もしくはは応援協力を行う際には、受援・支援に必須となる派遣調整や被災情報、給水や汲み取り、点検・修繕等、ネットワークが有する各種仕組み、サポートの提供に努めること。

6 見積方法

見積書には総価（消費税及び地方消費税相当額を除く）を記載すること。

7 支払条件

完了検査合格後、一括払い。ただし、適法な請求書を受理した日から30日以内に指定の金融機関口座に振込むものとする。

8 その他

- (1) 納入日については、防災安全課と事前に日程等の調整を行うこと。
- (2) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、龍ヶ崎市議会の議決を得るまでは仮契約とし、龍ヶ崎市議会の議決を得たる後、本契約として効力を有するものとする。
- (3) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、防災安全課と協議の上、決定すること。

見 積 結 果

件 名 令和7年度トイレトラック購入

場 所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総務部防災安全課

執行日時

令和 7年 4月15日 午前 10時00分

執行場所

龍ヶ崎市役所 4階 入札室

課 管 所

防災安全課

[illegible]

・上記金額に消費税等相当額を加算した金額が、地方自治法上の契約の申込みに係る価格である。

(単位：円)

予 定 価 格
(消費税を除く)

¥24,069,000-

議案第6号

市有財産の取得について

下記のとおり取得契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月13日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和7年度水循環型シャワー及びテントセット購入
・水循環型シャワー及びテントセット 8セット
※ 製品の仕様等の詳細は、別添参考資料のとおり |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 46,200,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都港区海岸1丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 宮川 潤一 |



物品売買仮契約書

1 件 名 令和7年度水循環型シャワー及びデントセット購入

2 納 入 場 所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総務部防災安全課

3 履 行 期 間 本契約の日 から
令和8年3月31日 まで

4 売 買 代 金 額 ￥46,200,000-

(うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) (￥4,200,000-)

5 支 払 条 件 前金払 無 部分払 無

6 契 約 保 証 金 免除

7 品 名 仕様書のとおり

8 規格及び数量 仕様書のとおり

9 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後本契約としての効力を有する。

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年4月30日

発注者 住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏名又は名称 龍ヶ崎市
及び代表者職名 龍ヶ崎市長 萩原



受注者 住所又は所在地 東京都港区海岸1丁目7番1号

氏名又は名称 ソフトバンク株式会社
及び代表者職名 代表取締役 宮川 清

印

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度水循環型シャワー及びデントセット購入
- 2 納入場所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総務部防災安全課
- 3 履行期間 本契約の日から令和8年3月31日まで
(ただし、検査期間10日間を含む)

- 4 履行内容
次に掲げる製品の納入等を行うこと。

(1) 製品

品 名	製造メーカー	数量
「WOT A BOX」本体 屋外シャワーキット	WOT A株式会社	8
「WOT A BOX」専用 フィルターセット (5セット分)	WOT A株式会社	8

※同等品による入れ不可

- (2) 「WOT A BOX」サポートサービス (数量：8)

納入する製品に関する以下のサポート体制を5年間確保すること。

ア 電話サポート

本製品の使い方や不具合に関して、発注者からの問合せに対し、日祝日を除く午前9時から午後5時40分までの間、専用のコールセンターにおいて対応すること。

イ 遠隔定期メンテナンス

発注者からの要請に応じて、電話サポートを行いながら、発注者における本製品の試運転対応のもと、遠隔で定期メンテナンス(3か月に1回程度)を行うこと。

ウ ソフトウェアアップデート

本製品のソフトウェアが更新された場合、本製品がモバイルネットワーク(LTE)に接続された時に、モバイルネットワーク(LTE)経由により、自動で最新のソフトウェアに更新すること。

エ 利用時故障検知

稼働中の本製品のポンプや電磁弁の挙動データを収集し、発注者からの問合せに対し、遠隔でポンプや電磁弁の状況把握を行うこと。

オ 整備交換部品交換

整備交換部品(ポンプ及び電磁弁)及びその他の部品について、交換が必要と認められた場合、別途、有償により対応すること。

カ オンサイト修理

本製品の修理が必要な場合、作業者が現地に訪問し、別途、有償により対応すること。

キ その他

その他、製造メーカーの約款に規定するサポートを行うこと。

(3) 取扱説明・研修等の実施

ア 「WOT A BOX」の設置から利用、撤去等のデモンストレーションを含めた取扱説明及び災害現場での活用事例や質疑応答等の研修を4回（本市職員対象：2回、自主防災組織等対象：2回。1回当たり概ね1時間程度）実施すること。

なお、当該取扱説明・研修に使用する製品については、原則、デモ機を使用すること。

イ 災害現場での活用事例については、以下の内容が掲載されたマニュアルを基に実施し、説明に使用するマニュアル及び「WOT A BOX」の運用で活用できる案内パネル等を作成すること。

【マニュアルの掲載内容】

- ・ 本製品の展開、動作方法
- ・ 災害時の避難所や福祉避難所等における利用者に対する運用方法（利用ルール【入浴者の受付対応、入浴時間、ルール、防犯対策等】、高齢者、要介護者、車椅子利用者や妊産婦等の要配慮者に対する対応・対策、各種サインの活用、推奨準備備品等）
- ・ 本製品の活用や運用時における課題の対処事項
- ・ 避難者等自らが本製品を運用できるマニュアル（上記内容の他、本市災害対策本部との連携事項【利用者人数の実績報告や消耗品の在庫管理】等）の内容

5 入札方法

入札書には総価（消費税及び地方消費税相当額を除く）を記載すること。

6 支払条件

検査合格後、一括払い。ただし、適法な請求書を受理した日から30日以内に指定の金融機関口座に振込むものとする。

7 その他

- (1) 納入日については、防災安全課と事前に日程等の調整を行うこと。
- (2) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、龍ヶ崎市議会の議決を得るまでは仮契約とし、龍ヶ崎市議会の議決を得たる後、本契約として効力を有するものとする。
- (3) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、防災安全課と協議の上、決定すること。

入札結果 件名 令和7年度水循環型シャワー及びテントセット購入 場所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総務部防災安全課				執行日時		令和 7年 4月25日 午前 10時00分
				執行場所		龍ヶ崎市役所 4階 入札室
				所管課		防災安全課
番号	入札者	入札				備考
1	ソフトバンク株式会社	¥42,000,000-				落札
2	テルウェル東日本株式会社 茨城支店	¥45,698,000-				

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月13日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

報告第2号

令和6年度龍ヶ崎市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月13日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和6年度龍ヶ崎市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
2	1		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
総務費	総務管理費	新長戸コミュニティセンター建設事業	472,510,000	187,964,000		187,964,000	157,800,000	30,164,000	30,164,000	6,664,000		23,500,000	
8	4												
土木費	都市計画費	都市計画マスタープラン策定業務委託費	7,634,000	5,434,000	2,200,000	7,634,000		7,634,000	7,634,000	7,634,000			
10	4												
教育費	小中一貫校費	小中一貫校施設整備事業	4,511,128,000	1,710,038,000		1,710,038,000	1,689,411,600	20,626,400	20,626,000	5,326,000		15,300,000	
計			4,991,272,000	1,903,436,000	2,200,000	1,905,636,000	1,847,211,600	58,424,400	58,424,000	19,624,000		38,800,000	

報告第3号

令和6年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月13日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和6年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国県支出金	
						地方債	
						その他	
2 総務費	1 総務管理費	人事給与システム運用費	円 5,388,000	円 2,200,000	円	円	円 2,200,000
		本庁舎管理費	113,538,000	25,000,000			25,000,000
		富士見坂法面对策事業	59,500,000	57,630,000		43,200,000	14,430,000
		住民情報基幹系システム標準化改修事業	257,692,000	257,692,000		214,376,000	43,316,000
		ふるさと龍ヶ崎応援事業	197,591,000	6,400,000			6,400,000
3 民生費	1 社会福祉費	重点支援地方給付金給付事業(住民税非課税給付分)	254,523,000	55,655,000		55,655,000	
		高齢者災害時避難行動要支援者名簿システム運用費	4,748,000	572,000			572,000
	2 児童福祉費	重点支援地方給付金給付事業(こども加算分)	17,928,000	3,499,000		3,499,000	

令和6年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳	
						未収入特定財源	一般財源
						国県支出金	
						地方債 その他	
4	1	保健衛生費	保健センター解体事業	99,000,000	62,100,000		6,300,000
衛生費	保健衛生費					55,800,000	
8	2	道路橋梁費	道路管理事務費	45,374,000	1,815,000		1,815,000
土木費	道路橋梁費						
		舗装維持修繕計画策定事業	11,173,000	11,173,000		3,187,000	7,986,000
		道路排水管理費	13,908,000	4,617,000			4,617,000
		交通安全施設整備事業	30,000,000	17,350,000			17,350,000
		道路改良事業	135,619,000	7,000,000		6,300,000	700,000
		市道第1-45号線整備事業	9,846,000	2,923,000		2,600,000	323,000
		市道第1-380号線(佐貫3号線)整備事業	578,077,000	406,053,000		144,200,000	13,753,000
						248,100,000	
		市道第Ⅰ-9号線整備事業	11,500,000	11,500,000		4,169,000	831,000
						6,500,000	
		橋梁維持補修事業	21,929,000	4,929,000			4,929,000
	4	都市計画費	都市計画事務費	6,029,000	5,511,000		5,511,000
	都市計画費						

令和6年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳	
						未収入特定財源	一般財源
						国県支出金	
						地方債	
						その他	
9 消防費	1 消防費	避難所衛生環境改善事業	82,395,000	82,395,000		39,011,000 13,200,000 	30,184,000
10 教育費	2 小学校費	龍ヶ崎西小学校管理費	34,072,000	23,947,000			6,047,000
						17,900,000 	
	6 社会教育費	中央図書館管理費	1,500,000	1,500,000			1,500,000
		文化会館管理費	67,545,000	3,245,000			3,245,000
	7 保健体育費	たつのこアリーナ管理費	64,149,000	9,405,000			9,405,000
		たつのこスタジアム管理費	9,213,000	4,675,000			4,675,000
計			2,132,237,000	1,068,786,000		464,097,000 393,600,000 	211,089,000

報告第4号

令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月13日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)														
款	項	事業名	継続費 の総額	年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次繰越額 に係る繰越しを要 するたな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				国県補助	企業債	その他	自己財源	
1 公共下水道事 業費用	1 営業費用	ウォーターPPP導入検討事業	22,407,000	15,180,000		15,180,000		15,180,000	15,180,000	15,180,000				

報告第5号

令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月13日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説明
						既収入特定財源	未収入特定財源	自己財源			
							国県補助金				
							企業債				
							その他				
1	1	霞ヶ浦常南流域下水道整備事業負担金	17,183,000	2,084,000	15,099,000		15,000,000	99,000			各工事・業務等において、事業計画の再検討・関係機関との協議等により不測の日数を要したため
公共下水道事業資本的支出	建設改良費										

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説明
						既収入特定財源	未収入特定財源	自己財源			
							国県補助金				
							企業債				
							その他				
1	1	地蔵後中継ポンプ場保護継電器交換	1,837,000		1,540,000			1,540,000	297,000	保護継電器が製造メーカーにおける生産能力の低下により品薄となり、調達に不測の日数を要したため	
公共下水道事業費用	営業費用										

報告第6号

令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計における弾力条項の適用について

令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計において、令和7年4月11日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第4項の規定に基づく弾力条項の適用を決定し、別紙掲載の経費を使用したので、同項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月13日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計における弾力条項の適用について

歳 入

(単位：千円)

款	項	増 加 収 入 額	備 考
3 国庫支出金		510	
	1 国庫負担金	510	
4 支払基金交付金		689	
	1 支払基金交付金	689	
5 県支出金		319	
	1 県負担金	319	
8 繰越金		1,035	
	1 繰越金	1,035	
歳 入	合 計	2,553	

歳 出

(単位：千円)

款	項	弾 力 条 項 適 用 額	予 算 現 額	備 考
2 保険給付費		2,553	5,952,230	
	4 高額介護サービス等費	2,553	151,153	
歳 出 合 計		2,553	6,513,690	

弾 力 条 項 適 用 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	予 算 計 上 済 額	増 加 収 入 額	予 算 現 額
3 国庫支出金	1,160,480	510	1,160,990
4 支払基金交付金	1,648,037	689	1,648,726
5 県支出金	922,065	319	922,384
8 繰越金	75,688	1,035	76,723
歳 入 合 計	6,511,137	2,553	6,513,690

歳 出

(単位：千円)

款	予 算 計 上 済 額	弾力条項適用額	予算現額	弾 力 条 項 適 用 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	5,949,677	2,553	5,952,230	829		689	1,035
弾力条項適用額		2,553		829		689	1,035
弾力条項適用前の額	6,511,137		6,511,137	2,082,539		1,646,739	2,781,859
歳 出 合 計	6,511,137	2,553	6,513,690	2,083,368		1,647,428	2,782,894

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	予算計上済額	増加収入額	予算現額	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費国庫負担金	1,058,826	510	1,059,336	1 介護給付費負担金	510	○介護給付費現年度分 510
計	1,058,826	510	1,059,336			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	1,608,478	689	1,609,167	1 介護給付費交付金	689	○介護給付費現年度分 689
計	1,648,037	689	1,648,726			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費県負担金	874,560	319	874,879	1 介護給付費負担金	319	○介護給付費現年度分 319
計	874,560	319	874,879			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	75,688	1,035	76,723	1 繰越金	1,035	○介護保険事業繰越金 1,035
計	75,688	1,035	76,723			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

(単位：千円)

目	予算計上 済額	弾力条項 適用額	予算現額	弾 力 条 項 適 用 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 高額介護 サービス 費	148,000	2,553	150,553	829		689	1,035	18 負担金、補助 及び交付金	2,553	○高額介護サービス費 負担金、補助及び交付金	2,553 2,553
計	148,600	2,553	151,153	829		689	1,035				